水草等対策技術開発支援事業補助金交付要綱

令和4年5月9日 滋琵保再生第 220 号

(趣旨)

第1条 知事は、琵琶湖に大量繁茂する水草および生育面積を拡大する侵略的外来水生植物の対策、ヨシ群落の保全を推進するため、企業等が行う琵琶湖の水草等対策に関する新たな技術に要する経費に対し、水草等対策技術開発支援事業補助金(以下「補助金」という。)を交付するものとし、その交付に関しては、滋賀県補助金等交付規則(昭和48年滋賀県規則第9号。以下「規則」という。)の規定によるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(補助対象者)

第2条 補助金の交付の対象となる者は、企業、大学、NPO団体等の法人格を 有する団体で、県税を滞納するなど法令に抵触し助成することが適当でない と認められる事業者でなく、かつ、規則第4条第2項各号のいずれにも該当し ない者でなければならない。

(補助対象事業)

- 第3条 補助対象事業は、次に定めるものとする。
 - (1) 沈水植物等の水草(侵略的外来水生植物を除く)
 - ア 従来技術の効率化、低コスト化に関する技術開発
 - イ 繁茂抑制に関する技術開発
 - ウ 新たな除去、有効利用方法等に関する技術開発
 - エ 水草有効利用の推進に関する仕組みづくり
 - (2) 侵略的外来水牛植物
 - ア 従来技術の効率化、低コスト化に関する技術開発
 - イ 繁茂抑制に関する技術開発
 - ウ 新たな除去、処分方法等に関する技術開発
 - (3) ヨシ群落(ヨシ等の抽水植物とヤナギ等が一体となっている植物群落)
 - ア 従来技術の効率化、低コスト化に関する技術開発
 - イ ヤナギ類の繁茂抑制に関する技術開発
 - ウ 新たな維持管理、有効利用方法等に関する技術開発
 - エ ヨシ等の有効利用の推進に関する仕組みづくり

(補助率および補助額)

第4条 補助率は、補助対象経費の2分の1以内とし、1事業主体あたりの補助額は、50万円以上500万円以内とする。

(補助対象経費)

第5条 補助対象経費は、賃金および謝金、旅費、印刷費、使用料および賃借料、 通信運搬費および役務費、委託費、資機材費、消耗品費とし、知事が必要かつ 適当と認める経費とする。なお消費税および地方消費税は補助対象外とする。

(補助対象事業の決定)

- 第6条 補助金の交付の申請をしようとする者は、事業計画書(様式第1号)を 別に定める期日までに知事に提出しなければならない。
- 2 知事は、前項に規定する事業計画書の提出があったときは、当該計画書の内容を審査し、補助事業(補助金の交付の対象となる事業をいう。以下同じ。) として適当でかつ効果的であると認めたときは、補助金の額の内示を行うものとする。
- 3 前項の審査は、別に定める審査会において行う。

(補助金の交付申請)

第7条 前条の規定による補助金の内示を受けた者は、規則第3条に基づき、補助金交付申請書(様式第2号)に関係書類を添えて、知事が別に定める期日までに知事に提出しなければならない。

(補助金の交付の決定)

第8条 規則第6条に基づく補助金の交付の決定の通知は、申請を受けた日から14日以内に行うこととし、補助金交付決定通知書(様式第3号)により行う。

(申請の取下げ)

第9条 補助金交付の決定を受けた者(以下「補助事業者」という。)は、規則 第7条に基づく申請の取り下げをしようとするときは、補助金交付決定通知 書を受理した日から 14 日以内にその旨を記載した書面を知事に提出しなけ ればならない。

(補助金に係る変更等)

- 第10条 補助事業者は、次の各号に掲げる場合には、あらかじめ変更(中止・ 廃止)承認申請書(様式第4号)を知事に提出し、その承認を受けなければな らない。
 - (1)補助事業(補助金の交付の対象となる事業をいう。以下同じ)の経費の配分を変更しようとするとき。ただし、経費区分ごとに配分された額の20%以内、または10万円以内の流用増減を除く。
 - (2)補助事業の内容を変更しようとするとき。ただし、補助事業の目的に影響を及ぼさない程度の軽易な変更をしようとする場合を除く。
 - (3) 補助事業を中止・廃止しようとするとき。

2 知事は、前項の変更等の承認に当たっては、申請を受けた日から 14 日以内 に行うこととし、必要に応じ条件を付し、または申請内容を変更して承認する ことができる。

(補助事業遅延等の報告)

第11条 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了することができないと 見込まれるとき、または補助事業の遂行が困難になったときは、速やかに補助 事業遅延等報告書(様式第5号)を知事に提出し、その指示を受けなければな らない。

(実績報告)

第12条 補助事業者は、補助事業が完了(補助事業の廃止の承認を受けたときを含む。)したときは、規則第12条に基づき、その日から起算して14日を経過した日または2月末日までに、実績報告書(様式第6号)を知事に提出しなければならない。

(完了検査)

- 第 13 条 知事が、規則第 13 条に基づき実施する、当該報告書等の書類の審査 および必要に応じて行う現地調査等(以下「完了検査」という。)は、実績報 告書を受理した日から 14 日以内に行うものとする。
- 2 知事は、前項の完了検査を実施する際、必要に応じ参考となるべき報告および資料の提出を求めることができる。

(補助金の額の確定)

第 14 条 知事は、規則第 13 条に基づく補助金の額の確定をするときは、補助 対象経費の実支出額に補助率を乗じて得た額と、配分された補助金の額のい ずれか低い額を確定額とし、補助金確定通知書(様式第 7 号)により補助事業 者に通知するものとする。

(補助金の請求および支払)

- 第 15 条 知事は、共同研究を遂行するために必要があると認められるときは、 補助金の一部を概算払いにより交付することができる。
- 2 補助事業者は、補助金の概算払いを受けようとするときは、補助金概算払請求書(様式第8号)を知事に提出しなければならない。

(財産の管理および処分)

第16条 補助事業者は、事業の完了後も、当該事業により取得し、または効用が増加した機械等もしくは施設設備等(以下「財産」という。) を善良な管理者の注意をもって管理するとともに、補助金交付の目的に従ってその効果的運用を図らなければならない。

- 2 補助事業者は、財産処分制限期間(昭和53年8月5日付け通商産業省告示第360 号に定める補助事業により取得し、または効用の増加した財産の処分制限期間に相当する期間をいう。) を経過する以前に財産を処分しようとするときは、あらかじめ財産処分承認申請書(様式第9号)を知事に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、当該財産の取得価格または増加価格が50万円未満のものはこの限りではない。
- 3 知事は、前項の財産処分の承認にあたっては、提出を受け付けた日から 30 日以内に行うものとする。
- 4 知事は、前項の承認をした補助事業者に対し、当該承認に係る財産を処分したことにより収入があったときは、その収入に相当する額の全部または一部を県に納付させることができるものとする。

(補助金交付後の事業の経過報告)

第 17 条 補助事業者は、事業の完了した日の属する会計年度終了後 5 年間は、 毎会計年度終了後 30 日以内に当該補助事業に係る過去 1 年間の状況等を、経 過報告書(様式第 10 号)により知事に報告しなければならない。

(産業財産権等の取り扱い)

- 第 18 条 補助事業を実施することにより産業財産権等(特許権、実用新案件、 商標権、意匠権等をいう。以下同じ)が発生した場合は、それらの権利は補助 事業者に帰属するものとする。
- 2 補助事業年度、または、補助事業年度の終了後3年以内に産業財産権等を出願もしくは取得した場合、またはそれらを譲渡し、もしくは実施権を設定した場合には、当該年度の終了後10日以内に産業財産権等届出書(様式第11号)を知事に提出しなければならない。

(収益納付)

第 19 条 知事は、第 16 条の規定による財産処分、前条の規定による産業財産 権等の移転、または当該補助事業の他への供与による収益が生じたと認めた ときは、当該補助事業者に対し、交付した補助金の全部または一部に相当する 金額を県に納付させることができるものとする。

(成果の公開)

第20条 知事は、実績報告書および経過報告書の提出があった補助事業について、その成果のうち補助事業者が不利益となる情報を除き公開することができる。

(補助金に係る経理)

第21条 補助事業者は、補助金に係る経理について、その収支の事実を明確に した証拠書類を整備し、かつ、これらの書類を補助事業が完了した日の属する 会計年度の終了後5年間保存しなければならない。

(電子情報処理組織による申請等)

第22条 補助事業者は、第7条の規定に基づく交付の申請、第9条の規定に基づく申請の取下げ、第10条の規定に基づく計画変更(中止・廃止)の申請、第11条の規定に基づく事業遅延等の報告、第12条の規定に基づく実績報告、第15条の規定に基づく概算払請求、第16条の規定に基づく財産の処分の承認申請、第17条の規定に基づく事業の経過報告または第18条の規定に基づく産業財産権等届出については、滋賀県インターネット利用による行政手続等に関する条例(平成16年滋賀県条例第30号)第3条第1項に規定する電子情報処理組織を使用して行うことができる。

(その他)

第23条 規則およびこの要綱に定めるもののほか、必要な事項については、知 事が別に定める。

付 則

この要綱は、令和4年5月9日から施行し、施行日から適用する。